

# 西東京・住基ネットいらない！ニュース

2009年8月1日発行 ● vol.23 <http://www.juki85.org/jukisoshonishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先／小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jjukisosyo@yahoo.co.jp ●会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会／郵便振替 00170-9-777564

## 最高裁が原告の上告棄却 行政追認の控訴審判決が確定 西東京「住基ネットいらない！」ダブル訴訟終わる

西東京市民25名が、住基ネットの実施によってプライバシー権を侵害されたとして西東京市に損害賠償を求めている国家賠償請求訴訟について、09年2月27日、最高裁判所は上告を棄却。同じく西東京市を相手取った「住民票コード付番取消訴訟」と合わせて、04年から続いてきた2つの住基ネット裁判は、いずれも「原告敗訴」という形で終了したことになります。長い間ご支援くださった皆様、ありがとうございました。原告団の声明を掲載するとともに、これまでの訴訟の経過をまとめました。

### 声明

#### 住基ネットは終わっていない

今年2月27日、最高裁は、私たちが西東京市を相手に起こした住基ネット国賠訴訟の上告を不受理とする決定を下した。リアリティの欠如した詭弁で、「住基ネットにプライバシーを脅かす危険はない」と行政を追認した東京高裁の判決が確定し、2004年8月の提訴以来、4年半に及んだ裁判は「決着」を迎えたことになる。

すでに最高裁において「住基ネットは違憲ではない」という判断が確定し、住基ネットの問題は司法の場において決着がついたともみなされている。しかし本当にそうだろうか。西東京訴訟の高裁判決は、危険性の立証を原告側に転嫁し、名寄せやデータマッチングは罰則規定があるから大丈夫というだけでその実効性にはまったく検討が加えられていない。「なりすまし」による被害は仮にあっても例外的な

ものだし、DV被害の問題は配慮すればいいから判断に影響しないと言い切った。住基ネットには行政を効率化する合理的な目的があるとしながらも、何がどう効率化されたかを証拠づけることもない。要するに、判決はわたしたちの問いかけにまったく答えていない。住基ネットを是認するという結論がまずあり、その結論にあわない不都合な事実を意図的に無視することで強引に判決に結びつけたとしか思えない。

にもかかわらず最高裁は、なんら判断を下すことをせずに形式的な「門前払い」で終幕を引いた。最高裁は司法の責任を放棄した。私たちは日本国主権者として、最高裁のためにその名を惜しむ。

事実をありのままに見るなら、住基ネットによる個人情報漏洩の危険は全国の自治体に無数に存在し、プライバシー権侵害の危機はきわめて現実的なものだ。住基ネットには目的の正当性も合理性も見出すことはできない。西東京市が（そして国立市と矢祭町を除く全国の自治体が）住民の意思に反し、住民

票コードを一方向的に付番し、住民票コードを含む本人確認情報を東京都（およびそれぞれの所在する道府県）に送信し、住民票コードの抹消請求に応じないことは、プライバシー権を違法に侵害し、憲法13条に違反することは明白である。

私たちはそもそもこの訴訟を「首長も喜ぶ脱・住基ネット訴訟」と位置づけてきた。住基ネットは自治体にとってコストとリスクに見合うメリットはない。法的には市が独自の判断と責任によって行うはずの業務であるにもかかわらず、実際には総務省による国策事業として強引に進められ、市は思考停止状態にとどめおかれている。私たちの訴訟はそうし

た状況を打開し、地方自治体としての西東京市が、住民の権利と利益のために真に自立した行政組織となる一助になるべきものとして試みられた。残念ながら、裁判を通じて市は国と一体となった主張を述べるのみで、この目的もまったく果たされてはいない。しかし、今後も私たちはあらゆる機会を通じて、住基ネットの危険性を喚起し、市に再考を促していただく。住基ネットは決着していない。

2009年6月14日

住基ネット訴訟・西東京の会

## 西東京市「首長も喜ぶ脱住基ネット」ダブル訴訟 裁判経過クロニクル

### ●住民票コード付定取消訴訟

2004. 5. 25	東京地裁に提訴（原告3名）
9. 21	第1回口頭弁論
12. 7	第2回口頭弁論
2005. 2. 9	第3回口頭弁論
4. 12	第4回口頭弁論
6. 29	第5回口頭弁論
9. 7	第6回口頭弁論
11. 5	第7回口頭弁論
2006. 1. 17	第8回口頭弁論
3. 15	第9回口頭弁論
5. 9	第10回口頭弁論
7. 14	東京地裁判決 住民票コード付定に処分性はないとして却下
7. 27	東京高裁に控訴（控訴人3名）
11. 2	控訴審 第1回口頭弁論
12. 21	東京高裁判決 控訴棄却
12. 28	最高裁へ上告（上告人3名）
2007. 6. 8	上告棄却



### ●国家賠償請求訴訟

2004. 8. 5	東京地裁に第1次提訴（原告119名）
10. 25	第1回口頭弁論
12. 20	第2回口頭弁論
2005. 2. 7	第3回口頭弁論
4. 18	第4回口頭弁論
5. 27	第2次提訴（原告5名）
7. 11	第5回口頭弁論
10. 3	第6回口頭弁論
11. 28	第7回口頭弁論
2006. 2. 13	第8回口頭弁論
4. 17	第9回口頭弁論
5. 29	第10回口頭弁論
7. 31	第11回口頭弁論
10. 2	第12回口頭弁論
11. 27	第13回口頭弁論
2007. 1. 29	第14回口頭弁論
4. 23	第15回口頭弁論（証人尋問 西東京市市民課長）
7. 9	第16回口頭弁論
10. 22	東京地裁判決 棄却
11. 5	東京高裁へ控訴（控訴人40名）
2008. 3. 25	控訴審 第1回口頭弁論
5. 20	控訴審 第2回口頭弁論
9. 4	東京高裁判決 控訴棄却
9. 18	最高裁へ上告（上告人25名）
2009. 2. 27	上告棄却

## 総括にかえて

## 敗訴だけれど、無駄でも残念でもない！

足かけ6年に及んだ裁判が終わりました。結果からいうと、取消訴訟、国賠訴訟、2つの訴訟ともにわたしたち原告の全面敗訴。他の訴訟でも地裁レベルでの2つの勝訴判決はありましたが、上級審では負け続け、最高裁の判断として「住基ネットは合憲」という「結論」が定着したかにも見えます。

それでは私たちの裁判は、ムダだったのか？ という決してそうとは言いきれないのです。私たちの2つの訴訟で代理人を務めてくれた清水勉弁護士は次のように話しています。

『敗訴判決ではあったけれど、無駄とも残念とも思いません。この裁判は、総務省の住基ネット政策にも、西東京市の問題意識を高める上でも、また裁判所（裁判官）にも、大いに影響を与えています。』

住基ネット関係の訴訟の判決には「総論・各論とも負け」「総論勝ち・各論負け」「総論・各論ともに勝ち」の3種類がありました。最初は、総論。各論ともに敗訴が続いたが、その後、金沢地裁、大阪地裁で総論・各論とも勝訴の判決が2つ出て、それ以外でも総論勝ち・各論負けの判決がいくつか出ています。

2つの原告勝訴判決以外は、行政の流れには逆らえないということでは同じですが、「総論勝ち・各論負け」判決は、裁判官が「私にだって多少のセンスはあるんだ」というところを見せつけようとしたものです。こういう揺れが生じるのは、全国各地で裁判が起き、よその裁判所の判決を読んで、「あそこよりは少しマシなものを書くぞ」と思ったからなのかもしれません。

一人ひとりの市民の社会活動の評価は多面的かつ丁寧に見ていくと、それなりの影響を与えているものです』

裁判には負けましたが、ムダな裁判であったなどとは私たちは毛頭思いません。裁判を続けてきたからこそ、私たちは、住基ネットの問題から行政のあり方を考え続けることができたのだと思います。国がメンツをかけて裁判の当事者面して弁論を仕切っていた異様さは、この制度の本質を露わにさせてくれました。

私たちが異議申立や裁判で、問い続けたことで、西東京市も、自分達の仕事の意味を考えるよい機会になったと思います。市長は能天気でしょうが、現場の職員は、それなりに学習したことでしょう。

裁判所は、全国的に色々な角度から訴訟が提起さ

れたことで、現時点では制度を守る側に立つことを鮮明に示した訳ですが、そういう実態を市民が知ることは、権力機構を相対化して見る一つの教材となりました。

声明にも書いたように、住基ネットは決して終わってはいません。住基ネット反対派の河村たかし氏が市長に就任した名古屋市の動向も注目しなければなりませんし、すぐお隣の国立では、接続を強いつつする国や都に対して、市長はあくまでも切断を維持、これを支える市民の運動も続いています。私たちは西東京訴訟の原告団として国立市長の判断を支持し、基礎自治体としての市の判断を国や都が尊重することを求める声明を、総務相、都知事、関口・国立市長、西東京市に対して送付しました（4面に声明全文）。訴訟の終結によって、「西東京市・脱住基ネット訴訟の会」は8月1日の総会をもって解散しますが、「とめよう！住基ネット西東京の会」は存続し、今後も活動を継続していきます。これからもよろしくお願いします！（H）

## 活動日誌

## 2008

- 3/15 ◆国賠訴訟控訴審・事前学習会
- 3/25 ◆控訴審第1回口頭弁論傍聴
- 5/20 ◆控訴審第2回口頭弁論傍聴
- 9/4 ◆高裁判決（棄却）
- 9/14 ◆上告申し立て
- 11/22 ◆上告理由書提出
- 12/20 ◆上告報告会&学習会

## 2009

- 2/27 ◆国賠訴訟最高裁が上告棄却
- 3/28 ◆世話人会
- 4/25 ◆世話人会
- 4/28 ◆国立市住基ネットシンポ参加
- 6/14 ◆総括集会
- 7/4 ◆世話人会
- 8/1 ◆総会